

よくあるご質問とのお答え

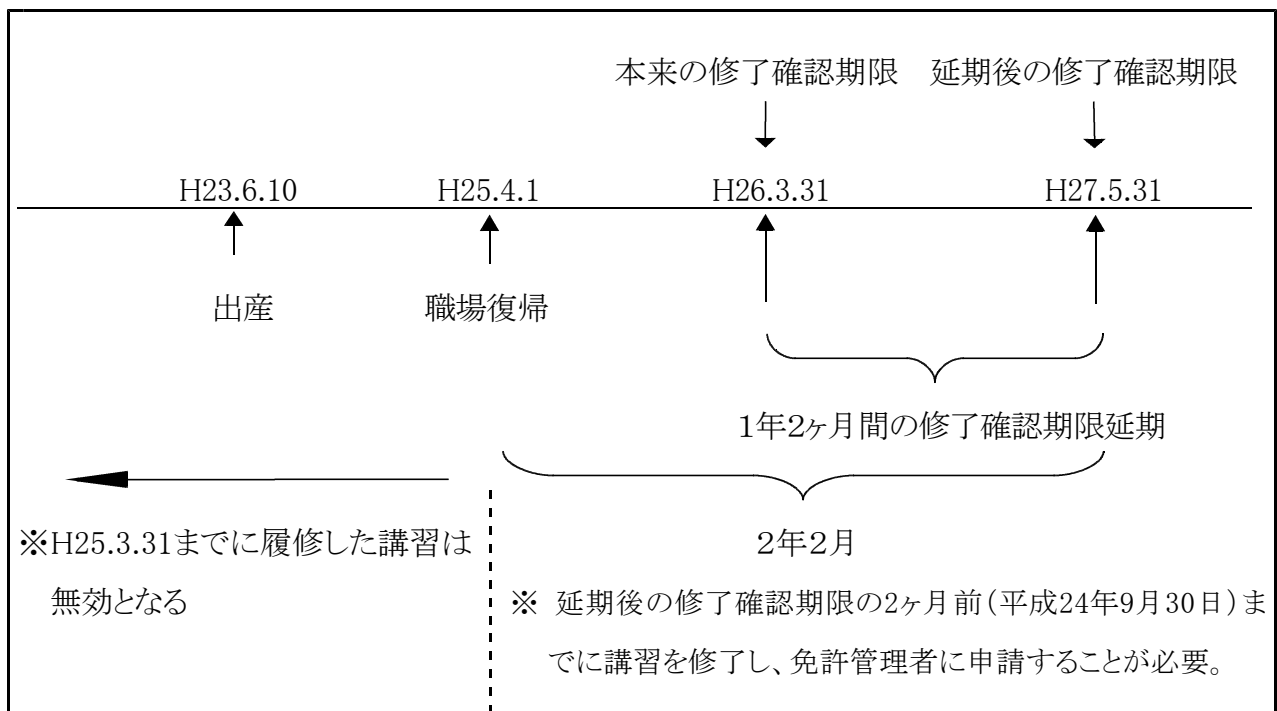
問18 やむを得ない事由により修了確認期限を延期した場合、そのやむを得ない事由のある期間中に講習を受講することは可能ですか？

(答)

やむを得ない事由により修了確認期限を延期した場合、免許状更新講習を受講することが困難であると認められているはずですから、通常、受講できる状態にはないと思われまます。

その後の事情の変化により免許状更新講習を受講できるようになった場合には、そのやむを得ない事由のある期間中に講習を受講することも不可能ではありません。

ただし、更新講習修了確認に活用できるのは、延期後の修了確認期限の2年2月前から2月前までの2年間に修了した講習のみですから、やむを得ない事由がなくなった日から2年2月後まで延期している場合には、受講をしても活用できないこととなってしまいます。



問 19 突然の病気等により本人が申請期限までに延期の申請できないときは、どうするのですか？

(答)

本人による申請期限までの申請が不可能な場合には、校長等が代理申請を行うことも可能と考えますが、具体的な運用については、各免許管理者（勤務地の教育委員会）において決めることとなります。

問 20 実習助手の職にありますが、延期の申請はできますか？

(答)

延期の申請は、修了確認期限までに講習を受講する義務を課せられている方のみできます。したがって、実習助手は延期の申請をできません。

10. 複数の免許状を所持している場合の扱い

【本項目でのポイント】

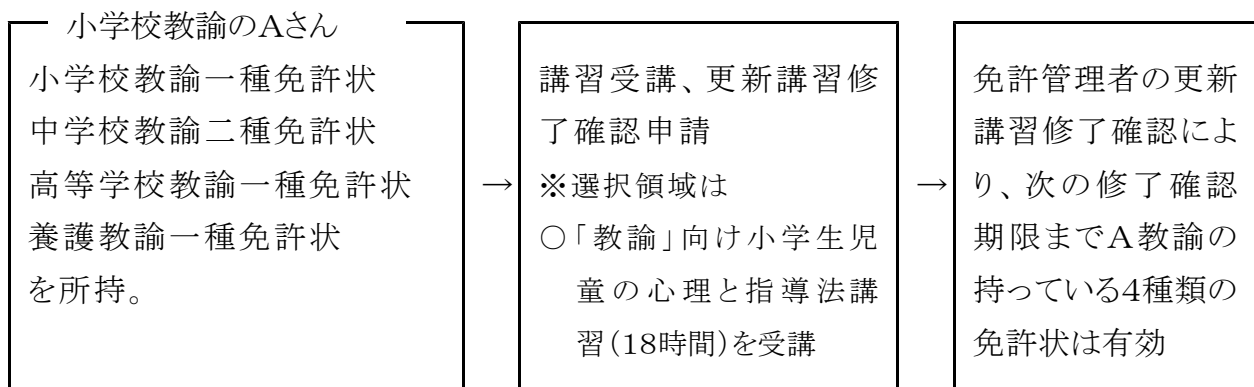
複数の免許状を所持する場合の修了確認期限、免許状更新講習の受講のしかたをご理解ください。

(1) 免許状更新講習の受講、更新講習修了確認について

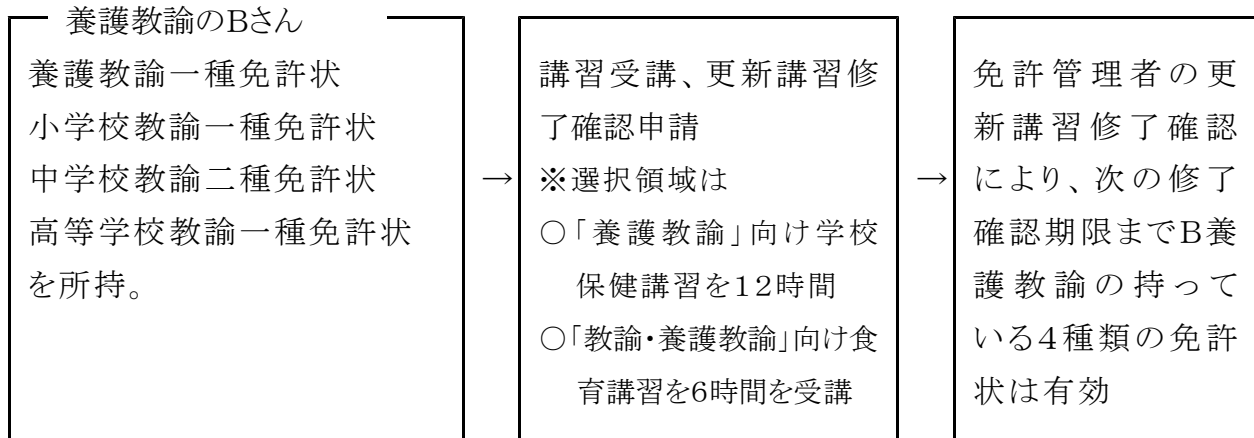
複数の教諭の免許状を所持している者であっても、30時間の更新講習を修了することにより、すべての免許状について更新講習修了確認を受けることができ、次の修了確認期限まですべての免許状が有効となります。

ただし、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項」を受講する際には、必ず教諭、養護教諭及び栄養教諭の「職」それぞれに対応した更新講習を履修することが必要です。

(例1)



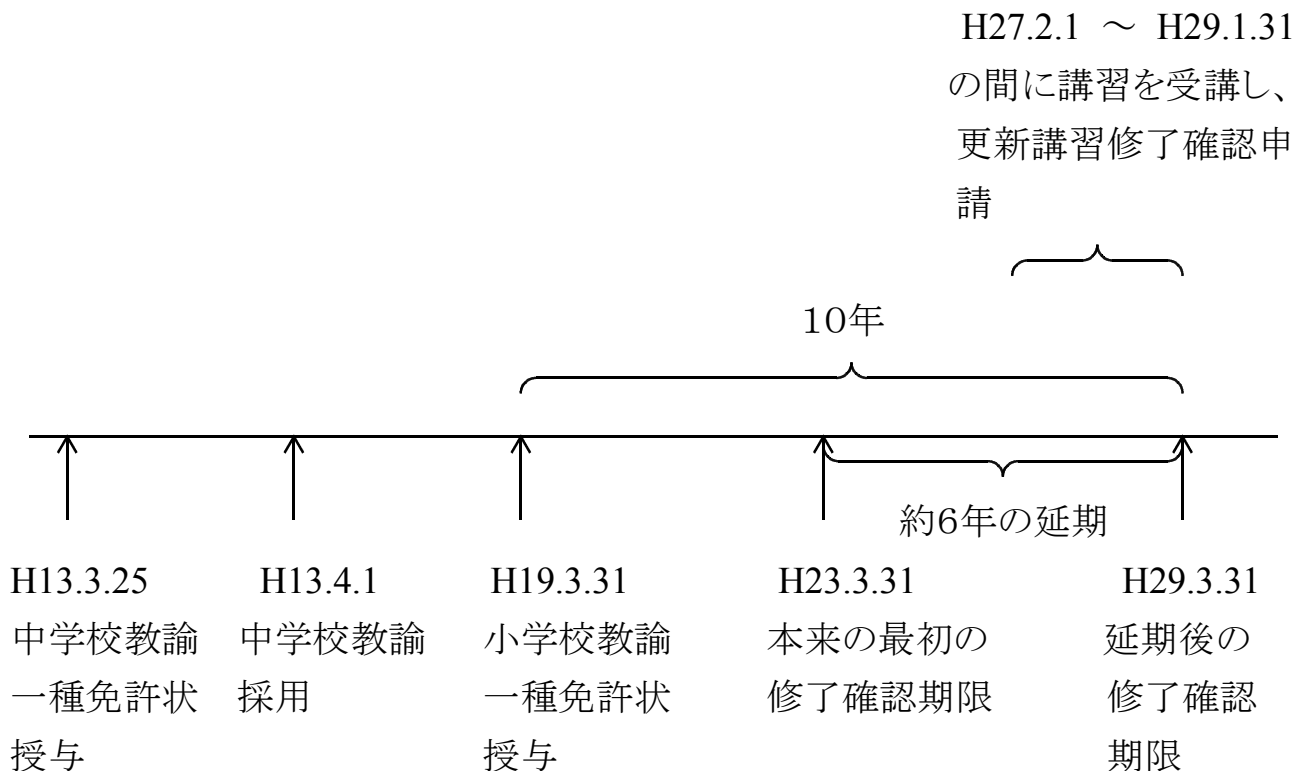
(例2)



(2) 修了確認期限を延期する場合について

複数の旧免許状を所持する場合は、最も遅く授与された免許状の授与から10年後まで、申請により修了確認期限を延期できることがあります。

例えば、下記の図のように平成13年3月25日に中学校教諭免許状、平成19年3月31日に小学校教諭免許状を授与された場合は、申請により、修了確認期限を平成29年3月31日まで延期することができます。



(3) 特別支援学校教諭免許状への領域の追加について

特別支援学校教諭免許状については、特別支援教育領域の追加によって修了確認期限が延期されることはありません。

よくあるご質問とのお答え

問 2 1 特別支援学校教諭免許状に、特別支援教育領域を追加した場合にも延期が認められますか？

(答)

免許状が授与された場合には、修了確認期限の延期が認められますが、特別支援学校教諭免許状に新しい特別支援教育領域を追加することは、免許状の授与ではありませんから、延期は認められません。

(例)

平成29年3月31日が修了確認期限であり、特別支援学校教諭免許状(2種、視覚・聴覚)を有している方の場合

- ① 平成24年3月15日に特別支援学校教諭免許状(1種、視覚・聴覚)の**授与**を受けた場合
→ 平成34年3月15日まで修了確認期限の**延期が可能**
- ② 平成24年3月15日に知的障害の**領域を追加**した場合
→ **延期不可能**

11. 免許状更新講習の内容、受講のしかたについて

【本項目でのポイント】

免許状更新講習の内容、受講のしかたについてご理解ください。

(1) 免許状更新講習の主な特色

免許状更新講習の主な特色は以下のとおりです。

【大学等による開設】

- ① 大学が開設する講習が多いですが、教育委員会、独立行政法人等が開設するものもあります。

【ホームページ等による広報】

- ② 文部科学省や各大学等のホームページ、教育委員会から配付される資料等を見て、各受講者が各自の職、所持する免許状を踏まえて講習を選択して申込み、受講します。どの地域で、どの大学等の講習を受講しても構いません。

【自己負担の原則】

- ③ かつて大学等の教職課程に通学した際と同様に、免許状更新講習の受講料、大学等までの電車賃等は各自のご負担となります。

【受講申込の際の証明】

- ④ 講習受講申込みの際には、受講対象者であることを所属する学校長(園長)に証明をしていただきます。

【事前調査】

- ⑤ 各講習の事前には、大学等により課題意識調査が行われます。

【事後評価】

- ⑥ 各講習の終了後、各講習の事後評価のためのアンケートが行われます。

【修了(履修)認定試験】

- ⑦ 各講習の最後に行われる試験により成績審査が行われます。成績審査により各講習の可否結果が通知されます。なお、合格の場合でも大学によっては段階別に評価がなされることがありますが、免許管理者への申請の際には合否のみが必要となります。

(2) 免許状更新講習を開設する者

すべての免許状更新講習は文部科学大臣の認定を経て開設されます。大学をはじめとした下記のような者が開設します。

- ① 大学 (免許状更新講習は大学が中心に開設します。)
- ② 大学共同利用機関
- ③ 指定教員養成機関(専修学校などのうち文部科学大臣の指定を受けているもの)
- ④ 都道府県・政令指定都市・中核市教育委員会
- ⑤ 文部科学大臣が指定する法人(独立行政法人、公益法人など)

(3) 免許状更新講習の内容

免許状更新講習は、文部科学省告示に定められている以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされており、これに基づいて開設する大学等が具体的な講習内容、方法を定めることとなります。

一の事項を取り扱う講習は12時間以上で、二の事項を取り扱う講習は、6時間以上で開設します。

事項(時間数)	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 (十二時間以上)	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 (十八時間以上)		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

(5) 免許状更新講習の開設形態

- 免許状更新講習は、基本的に長期休業期間中、土日曜日や祝日、平日の夜間に開講されます。
- 講習の形態としては、大学施設等での集合形式のもの、通信・インターネットや放送による形態などもあり、各受講者が講習内容や開設時期などを考えて選択してください。

(6) 免許状更新講習の開設情報の入手方法等

- 文部科学省のホームページでは全ての免許状更新講習を掲載しています。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/1218077.htm)
- 各大学等のホームページ
- 教育委員会から配付される資料等があります。

受講申込方法は、インターネット、FAX、郵送などがあり得ますが、インターネットを通じてのみとする開設者もありますので、ご注意ください。

(7) 免許状更新講習の受講のしかた

- 受講料、交通費は各自の負担となりますので、受講する場合は、受講する講習を選択し、各人で各開設者に受講料を支払い、直接申し込むことになります。
- 免許状更新講習は、どの地域で、どの大学等の講習を受講しても構いません。出身大学や教職課程を履修した大学以外で受講することや、在住する都道府県以外の大学等で受講することも可能です。

(例) ● 東京都に所在する小学校に勤務する教諭が、香川県に所在する卒業した大学で受講することも可能です。